きのくにカードローン

令和　４年　４月　１日現在

商 品 名	きのくに職域サポートカードローン

保証会社	・　一般社団法人しんきん保証基金
融資対象者	・　満２０歳以上満６５歳未満の方 ・　安定継続した収入のある方 （自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績がある方） ・　一般社団法人しんきん保証基金の基準を満たしている方 ・　当金庫の会員たる資格を有する方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③　当金庫の地区内において勤労に従事する方 ・　職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規従業員でも可）
資金使途	・　消費資金（事業資金は除く）
融資形式	・　当座貸越
融資限度額	・　１０万円～１００万円以内（１０万円単位）
契約期間	・　３年以内（契約成立の日から３年の期間を経過する日の属する月の末日（休日の場合はその前営業日）となります） 契約期間満了日までに契約更新審査の結果、継続中止等の特段の事由がない限り、更に３年間延長するものとし、以後も同様とします。 但し、７０歳以上の方は更新できません。
融資利率	・　年１３．５０％（保証料を含む）
利息の計算方法	・　毎日の最終残高(付利単位１００円)の累計額について１年を３６５日とする日割計算
遅延損害金	・　年１８．２５％
返済方法	・　随時返済とします。 随時返済については、総合口座通帳又はキャッシュカードを使用して自動機器又は営業店端末からいつでも返済できます。
利息徴求の方法	・　貸越金の利息は毎年２月と８月の当金庫所定日に計算のうえ総合口座より引落とします。

	・　総合口座が貸越になっている場合は、貸越残高元金に組入れます。
担保・保証	・　不要
お申込時にご用意いただくもの	・　ご印鑑（普通預金お取引印） ・　ご本人さまであることを確認できる資料 運転免許証 運転免許証を取得していない場合は、パスポート（令和２年２月４日以降申請分は不可）、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、マイナンバーカード（表面のみ）、運転経歴証明証のうちいずれか ＊外国人の場合上記書類に加えて、在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（在留資格の記載があるもの）のうちいずれか
苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 顧客サービス課（9 時～17 時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
＊本商品はきのくに信用金庫のカードローンです。一般社団法人しんきん保証基金は保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。	

＊審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
＊詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。